67—07　P

複数の特許異議の申立ての取扱い

１．審理の併合

(1) 審理の併合の原則

同一の特許権に複数の特許異議の申立てがあったときは、特許異議の申立てがされる請求項や、申立ての理由及び証拠が同じであるか否かにかかわらず、特別の事情がある場合を除き、これらの審理は併合する（特§120の3①）。

本案審理は、特許異議申立期間（特許掲載公報発行の日から6月（特§113柱書））の経過を待って行う（→67—08）。

(2) 特別の事情について

特別の事情がある場合とは、審理を併合することによって審理の続行が困難になる、あるいは、著しく遅延するおそれがある場合等をいう。

例えば、以下のものが想定される。

ア 複数の特許異議の申立ての一部が、方式不備のため特許異議申立書の却下の決定がなされ、当該決定に対し訴えが提起された場合

イ 早期に特許異議の申立ての審理を行って決定が確定した後に、別の特許異議の申立てがあった場合

(3) 審理の併合の効果

ア 併合後の手続

審理を併合した後の取消理由通知、意見書・訂正請求書提出、取消理由通知（決定の予告）、特許異議の申立てについての決定等の手続は一つでなされる。

このため、訂正の請求については、特許異議の申立てごとに訂正の請求がされ、整合しない訂正が行われることを防止できる。

イ 提出書類、証拠方法等の利用

審理を併合した後は、それぞれの特許異議の申立てについて提出された証

拠方法等は、併合した全ての特許異議の申立ての審理において利用することができる。

(4) 審理の併合に関する手続

複数の特許異議の申立てがあるときは、審理を併合することが原則であるから、併合して審理する旨を通知しない。

(5) 各特許異議の申立ての特定

複数の特許異議の申立てがあり、そのうちの一つを特定するときは、申立番号、申立人及び申立日を組み合わせることによって特定する（→67—03 の２.(1)）。

２. 審理の分離

(1) 審理を分離する場合

複数の特許異議の申立てがあったときは、上記１.(1)のとおり原則、審理を併合するが、併合して審理することによって、審理が著しく遅延するおそれがある場合等には、審理を分離する。

(2) 審理の分離の効果

審理を分離した特許異議申立事件は、別事件として別個独立の手続で審理され、決定も別になされる。

なお、審理を分離するまでに提出された書面等の資料は、分離後の各手続に共通に効力を有する。

(3) 審理の分離の手続

審理を分離するときは、その旨を特許権者、特許異議申立人、参加人に通知する。

この場合、整合しない訂正の請求がなされる可能性があるため、一つの事件を審理する場合には、他の事件の審理を中止する。

３. 特許異議申立書の理由及び証拠の補正の取扱い

特許異議の申立てについては、特許異議申立期間が経過する時又は取消理由の通知がある時のいずれか早い時までにした補正であれば、理由及び証拠の追加、変更が認められる（特§115②）（→67—03 の１.(3)ウ）。

併合された複数の特許異議の申立てについては、併合後、取消理由は一つの手続で全ての事件について共通となることから、取消理由の通知後は、全ての事件について理由及び証拠の追加、変更ができない。併合後分離した後には、一つの事件について取消理由が通知されたとしても、その他の異議の申立てについては影響しないから、その他の特許異議の申立てについては、当該特許異議の申立てについての取消理由の通知前かつ特許異議申立期間が経過する前であれば、理由及び証拠の追加、変更ができる。

４．特許異議の申立ての取下げの取扱い

併合された複数の特許異議の申立てについては一つの事件として取り扱うが、特許異議の申立ては、取消理由の通知前であれば、併合前の事件ごとに取り下げることができる（特§120 の 4①）（→67—03 の３．）。取消理由の通知後は、併合された全ての事件について取消理由が通知されたことになるから、取り下げることができない。

併合後分離（→２．）した特許異議の申立てについては、それぞれが別事件となるので、他の特許異議の申立てについての取消理由の通知後であっても、当該特許異議の申立てについての取消理由の通知前であれば取下げが可能である。

（改訂 H30.9）